

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 8 議案第 5 号 多度津町公共用財産管理条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君。

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。

それでは、議案第 5 号 多度津町公共用財産管理条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、平成 24 年 8 月、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、消費税率の引き上げを行うために公布されました「消費税法改正法」及び「地方税法改正法」の施行に伴う改正であり、本町におきましても、関係条例を整理しようとするものでございます。

また、附則の中で引用されている法令名に、公布年・種別・番号が付されていないものに、括弧書きで加えるものでございます。

それでは、新旧対照表により説明を申し上げます。

2 ページをお開き下さい。

まず、第 5 条第 2 項中「1.05 を乗じて得た額」とございますが、今回より、具体的な消費税率を明示せず、「消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額」に改めようとするものでございます。

次に、附則第 2 項中「国有財産特別措置法」の次に、「(昭和 27 年法律第 219 号)」を加えるものでございます。

なお、附則として、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、簡単ではありますが、議案第 5 号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。